



2023年11月15日
全国港湾23発第31号
港運同盟発23—第46号

外国船舶協会

会長 甲斐 督英 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 足立 賢 次



港湾労働政策に関する申入れ

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1・港湾の適正料金について

22年に出され23年も継続してきた“パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策”は、日港協からも船社に要請している。港湾労働に於ける人員不足が深刻化している状況下であり、労働者の賃金をはじめとする労働条件の充実が不可欠となっている。それらを醸成する背景は料金収受にかかっている。港湾運送事業者が、“価値創造のための転嫁円滑化施策”に基づく十分な料金収受が行える対応を要請する。

2・港湾運送の安全・安心を確保する措置について

(1) SOLAS 条約改定(2016年4月)による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、道路などインフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず、港湾作業や海上輸送を担う船舶の安全を担保するためにも、港湾運送事業者である第三者機関の証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政への働きかけを要請する。

(2) 荷主による液体物のフレキシブルバック使用は、陸上輸送で多数の事故を引き起こしている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於いても大事故を招く恐れがある。したがって、荷主に対し液体物貨物はタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図った周知を行っていくこと。

(3) 21年、横浜港で本船の揚貨装置(スプレッター)落下事故が発生し、人身災害は免れているが、重大インシデントとして安全点検活動を取り組んできた。しかし、23年に入り4件のワイヤー切断による荷役機器落下事故が立て続けに発生している。命に関わる重大事故を招く可能性が非常に高いことから、船舶の運行管理者としての再発防止対策を徹底するよう要請する。

3・アライアンス再編に伴う港湾就労について

船会社の合従連衡によるアライアンス再編や航路再編には、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを認識し、一方的な都合で再編を強行することが無いよう港湾産別の協定を遵守した対応を構築すること。日港協を介した事前協議制度を尊重し、港湾労働者雇用や職域に影響する案件は慎重に対応すること。

以上